

退職者

◆2月28日付け退職

▽上 園 一 行

薩摩総合支所水道課主幹
兼水道係長

◆3月31日付け退職

▽豊 増 暁 子

町民課主幹

▽鬼 塚 三 武

福祉介護課参事

▽岡 村 兼 利

鶴田総合支所

総務管理課付参事

▽市 来 強

鶴田総合支所

総務管理課付参事

▽下 原 立 身

薩摩総合支所

総務管理課付参事

▽瀬 戸 山 稔

学校教育課長

▽松 山 安 子

※川辺地区の金山小校長

▽総務課主幹兼行政係参事補
(教委鶴田学校給食センター)

▽宿 里 竜 子

総務課主幹(教委社会教育課)

▽小 林 ム ツ 子

用務員

▽西 方 な つ き

商工観光課商工振興係

▽中 園 明 男

派遣社会教育主事

※熊毛地区の西野小教頭

平成18年度分 町県民税の改正点

少子高齢化の進行や将来を見据えた世代間の税の負担の公平化を図る観点から、税制改正が行われました。この税制改正により、今まで町県民税が非課税だった方が課税の対象となったり、課税額が増えたりする場合があります。

この改正は、平成18年度町県民税の申告に基づく平成18年度町県民税から適用されます。

1. 定率減税の見直し

平成11年度から実施されていた定率減税は町県民税の場合、これまで所得割額の15%（4万円が上限）相当額が減税されていましたが、18年度からは所得割額の7.5%（2万円が上限）相当額と半分に縮減されることになりました。

2. 妻の均等割額の見直し

均等割の納税義務を負う夫と生計をともにする妻に適用されていた均等割の非課税制度が廃止されます。夫婦とも所得金額が一定額（給与収入で93万円）を超える夫と生計を一にする妻に、平成18年度から4,500円が課税されます。



3. 65歳以上の方の町県民税の見直し

① 老年者控除の廃止

65歳以上で、合計所得金額が1千万円以下の方が受けていた老年者控除（48万円）が廃止されます。

② 老年者非課税措置の見直し

65歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されます。昭和15年1月2日以前に生まれ、前年の合計所得が125万円以下の方は、18年度は3分の1、19年度は3分の2が段階的に課税され、20年度以降に全額が課税されます。

③ 公的年金等控除の見直し

65歳以上の方の人の公的年金等の収入の所得計算方法が変わりました。詳しくは、下表をご覧ください。なお、65歳以下の方については現行どおりです。

【改正前】

年金収入 (A)	所得計算方法
260万円未満	A - 140万円
260万円以上460万円未満	A × 0.75 - 75万円
460万円以上820万円未満	A × 0.85 - 121万円
820万円以上	A × 0.95 - 203万円



【改正後】

年金収入 (A)	所得計算方法
330万円未満	A - 120万円
330万円以上410万円未満	A × 0.75 - 37万円5千円
410万円以上770万円未満	A × 0.85 - 78万円5千円
770万円以上	A × 0.95 - 155万円5千円

○問い合わせ先 税務課町民税係 ☎ 53-1111 内線2111